

報道関係者 各位

令和5年1月31日（火）

【照会先】

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 檜村 竜太

主任監察監督官 生木谷 忠司

電話番号 048-600-6204

## 昨年末における県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について ～100現場のうち約半数の現場で労働安全衛生法に違反～

埼玉労働局（局長 久知良 俊二）では、「令和4年度埼玉年末年始無災害運動」の一環として、昨年末に、管下8つの労働基準監督署において、県内の建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

年末は、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳すること等により、労働災害が特に発生しやすい時期であるため、集中的な監督指導を実施したものです。

監督指導を実施した結果、**51現場（違反率51.0%）、119事業者（違反率16.1%）**に何らかの労働安全衛生法違反が認められたことから是正勧告等を行いました。

埼玉労働局としては、引き続き労働災害の減少に向けた取組を積極的に行ってまいります。

### 【監督実施結果の概要】＜【表1】参照＞

○ 実施対象期間

令和4年12月1日（木）から同年12月16日（金）

○ 監督実施建設工事現場数

建設工事現場数：100現場

（全事業者数：739事業者＜元請事業者：100、下請事業者：639＞）

○ 労働安全衛生法違反の状況

違反現場数：51現場（違反率：51.0%）

違反事業者数：119事業者（違反率：16.1%）＜元請事業者：50、下請事業者：69＞

使用停止命令等：9現場、16事業者

\* 実施対象期間は、年度によって異なる。

\* 違反現場数の違反率は、違反現場数／建設工事現場数である。

\* 違反事業者数の違反率は、違反事業者数／全事業者数である。

【表 1】

## 年末建設工事現場一斉監督の実施結果（埼玉労働局）

### 1 建設工事現場一斉監督実施結果

今回の実施結果

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
監督実施建設工事現場数	118	106	100
うち違反建設工事現場数	55 (46.6%)	49 (46.2%)	51 (51.0%)
うち使用停止等処分工事現場数	14 (11.9%)	13 (12.3%)	9 (9.0%)
監督実施事業者数	649	783	739
うち元請事業者数	118	106	100
うち違反事業者数	51 (43.2%)	48 (45.3%)	50 (50.0%)
うち下請事業者数	531	677	639
うち違反事業者数	95 (17.9%)	78 (11.5%)	69 (10.8%)
うち使用停止等命令書交付事業者数	25 (3.9%)	29 (3.7%)	16 (2.2%)

### 2 主な労働安全衛生法違反の状況（違反事項別）

主な違反事項は、「元請事業者の安全衛生管理」（30 現場）、「足場」（25 現場）、「作業床・昇降設備等（足場を除く）」（19 現場）等でした。

主な違反事項	違反現場数 (51 現場)	主な違反の内容
【元請事業者の安全衛生管理】 下請事業者に対する指導関係	30 現場 (違反率 58.8%)	・下請事業者に対する労働安全衛生法令遵守のための指導の未実施(安衛法第 29 条)
【足場】 足場からの墜落等の災害防止関係	25 現場 (違反率 49.0%)	・足場の手すり・さん等の未設置(安衛則第 563 条、 安衛則第 655 条) ・足場の控えの間隔が不適法(安衛則第 570 条、 安衛則第 655 条)
【作業床・昇降設備等(足場を除く)】 作業床・昇降設備等(足場を除く)からの墜落等の災害防止関係	19 現場 (違反率 37.3%)	・開口部の囲い等の未設置(安衛則第 519 条、 安衛則第 653 条) ・安全な昇降設備の未設置(安衛則第 526 条)
【通路・床面】 つまずき、転倒等の災害防止関係	6現場 (違反率 11.8%)	・安全な通路の未設置(安衛則第 542 条) ・安全な床面状態の不保持(安衛則第 544 条)
【車両系建設機械】 建設機械との接触等の災害防止 関係	6現場 (違反率 11.8%)	・作業計画の未作成(安衛則第 155 条) ・接触防止措置の未実施(安衛則第 158 条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	5現場 (違反率 9.8%)	・組立図の未作成(安衛則第 240 条) ・支柱の脚部の滑動防止措置の未実施(安衛則第 242 条)

\* 安衛法:労働安全衛生法 安衛則:労働安全衛生規則

\* 1つの現場で、主な違反事項が複数含まれる場合がある。違反率は、違反現場数/全体 51 現場である。 2

## 事例1 (建築工事)

- 1 地上2階建ての建物の新築工事現場に対し、立入調査を実施した。
- 2 足場における高さ2メートル以上の所にある作業床に、手すりがない箇所が認められた。
- 3 足場における高さ2メートル以上の所にある作業床に、物体の落下防止措置としての幅木等がない箇所が認められた。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 足場で、高さ2メートル以上の所にある作業床に、手すり等の足場用墜落防止設備が設けられていない箇所が認められた。

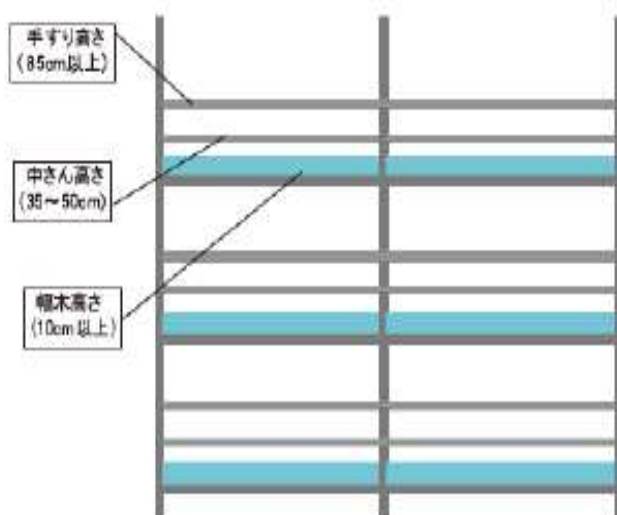
#### 労働基準監督署の対応

元請事業者及び下請事業者に対して、**作業の停止、手すり等の足場用墜落防止設備の設置を命ずる行政処分を行った。**

- 2 足場で、高さ2メートル以上の所にある作業床に、物体の落下防止措置としての幅木等がない箇所が認められた。

#### 労働基準監督署の対応

元請事業者及び下請事業者に対して、幅木等を設置するように**是正勧告を行った。**



## 事例2 (建築工事)

- 1 地上4階建ての倉庫の新築工事現場に対し、立入調査を実施した。
- 2 手すり等を設けることが著しく困難である高さ2メートル以上ある箇所での作業で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落による危険を防止するための措置を講じず、同器具を使用させるための設備を設けていなかったことが認められた。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

#### 労働基準監督署の対応

要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、同器具を使用させるように**是正勧告を行った。**

